

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 21 年 4 月 17 日

収支等命令者

佐賀県農林水産商工本部新産業課長 柴 田 哲

1 競争入札に付する事項

(1) 調達物品の名称及び数量

超伝導ウィグラー用真空槽の製造及び据付け等 一式

(2) 調達物品の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入場所

佐賀県鳥栖市弥生が丘八丁目 7 番地

佐賀県立九州シンクロトロン光研究センター

(4) 納入期限

平成 22 年 3 月 23 日

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 5 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一連の調達契約に関する事項

(1) 今後調達が予定される物件の名称、数量及び入札公告予定時期

タンパク質構造解析用実験架台等 一式 平成 21 年 6 月頃

分光器の設計・製造及び据付 一式 平成 21 年 6 月頃

県有ビームライン5基幹部分製造 一式 平成21年6月頃

(2) 一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告の日付

平成19年7月2日

3 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称

郵便番号 840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県農林水産商工本部新産業課科学技術振興担当

電話 0952-25-7129

4 入札参加資格及び条件

(1) 物品の製造、修理又は購入に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程(昭和41年佐賀県告示第129号)の規定に基づき入札参加資格を、入札書の提出期限の時点で有すること。

(2) 調達物品又は同種の物品を、納入先の求めに応じて確実に納入できると認められること。

(3) 調達物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められること。

(4) 県が別途設置する技術審査会の技術審査の結果、入札説明書に示した物件の提供が可能であると認められること。

5 入札参加資格を得るための申請の方法

(1) 上記4の(1)の資格のない者で競争入札への参加を希望するものは、佐賀県(以下「県」という。)所定の入札参加資格認定申請書様式に必要事項を記入のうえ持参して提出すること。

(2) 入札参加資格認定審査を担当する部局の名称及び申請書の提出場所

郵便番号 840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県出納局用度管財課用度担当 電話 0952-25-7194

Email: youdokanzai@pref.saga.lg.jp

(3) 申請書様式の入手先

上記(2)の部局又は佐賀県ホームページ(<http://www.pref.saga.lg.jp/>)

6 証明書類等、入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

7 入札説明書の交付及び契約条項の提示

(1) 期間

平成 21 年 5 月 8 日 17 時まで

(2) 場所

上記 3 の部局

8 入札者に求められる義務

(1) 入札説明書で要求する証明書類等を、平成 21 年 5 月 8 日 17 時までに上記 3 の部局に提出すること。

(2) 入札参加希望者は、提出した証明書類等について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(3) 提出方法

郵送し、又は持参すること。テレックス、電報、ファクシミリその他の方法による提出は認めない。

9 郵送による入札書の提出の場所、期限及び提出方法

(1) 場所

上記 3 の部局

(2) 期限

平成 21 年 5 月 18 日 17 時 (必着)

(3) 提出方法

書留郵便とすること。テレックス、電報、ファクシミリその他の方法による提出は認めない。

10 持参による入札書の提出の場所及び期限

(1) 場所

佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号 新行政棟9階92号会議室

(2) 期限

平成21年5月19日10時

11 開札の場所及び日時

(1) 場所

上記10の(1)の場所

(2) 日時

平成21年5月19日10時

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

ア 入札書の提出期限までに、見積金額の100分の5以上に相当する金額を納付すること。

イ 入札保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第104条第1項に基づき、次に掲げる価値の担保を供することができる。

(ア)国債又は地方債 額面金額(割引債券にあっては、時価見積額)

(イ)日本政府の保証する債券又は确实と認められる社債 額面金額又は登録金額(発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額)の10分の8以内で換算して得た金額

(ウ)銀行又は确实と認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手(佐賀県内に置かれた手形交換所に加入している金融機関のものに限る。) 券面金額

(エ)銀行又は确实と認められる金融機関が引き受け、又は保証若しくは

裏書をした手形 券面金額(手形の満期の日が当該手形を提供した日から1月を経過した日以後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いて得た金額)

(オ)銀行又は確実と認められる金融機関に対する定期預金債権 債権証書に記載された金額

(カ)銀行又は確実と認められる金融機関の保証 その保証する金額

ウ 次の場合は、入札保証金の納付等が免除される。

(ア)県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合

(イ)過去10年の間に、県若しくは県以外の地方公共団体、国(独立行政法人及び特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律(平成6年法律第78号)第8条の規定に基づき登録施設利用促進機関として登録を受けている法人を含む。)又は国内にある放射光施設との間で同種・同規模の契約を複数行い、そのうち1件に係る履行証明等を提出する場合

(2) 契約保証金

ア 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。

イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき、上記イの(ア)から(カ)までに掲げる価値の担保を供することができる。

ウ 次の場合は、契約保証金の納付が免除される。

(ア)県を被保険者とする履行保証保険契約(見積金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

(イ)過去10年の間に、県若しくは県以外の地方公共団体、国(独立行政

法人及び特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律(平成6年法律第78号)第8条の規定に基づき登録施設利用促進機関として登録を受けている法人を含む。)又は国内にある放射光施設との間で同種・同規模の契約を複数行い、そのうち1件に係る履行証明等を提出する場合

13 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

なお、無効入札をした者は、再度の入札に加わることができない。

- (1) 入札参加資格のない者又は入札参加条件を満たさない者
- (2) 当該競争について不正行為を行った者
- (3) 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
- (4) 1人で2以上の入札をした者
- (5) 代理人でその資格のないもの
- (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、競争に関する条件に違反した者

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みを行った者を契約の相手方とする。ただし、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格では契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であるときは、その者を落札者としなないことがある。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札執行事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

15 この調達契約は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

16 Summary

- (1) The nature and quantity of the products or services to be procured: Manufacture and installation of vacuum chambers for a super conducting wiggler, etc, 1set
- (2) Delivery period: March 23, 2010
- (3) Delivery place: the place that will be appointed in "SAGA Light Source", 8-7, Yayoigaoka, Tosu-shi, Saga, 841-0005 Japan
- (4) Time limit for tender : 5:00p.m.May 18, 2009 by mail or 10:00a.m.May 19, 2009 by direct delivery
- (5) A contact point for the notice: New Industry Development Division, Agriculture, Forestry, Fisheries and Commerce Head Office, Saga Prefectural Government, 1-1-59 Jonai, Saga-shi, Saga, 840-8570 Japan; Tel.+81-952-25-7129